



The
Software
Alliance

BSA

デジタル経済の推進

成長を促進するための経済アジェンダ



目次

はじめに.....	1
デジタル貿易の急成長	3
デジタル貿易に対する障壁	5
国境を越えたデータ移転の制限	5
調達差別	6
過剰なセキュリティ規制	7
自国独自の技術標準策定	7
IT 製品に対する根強い関税	10
知的財産侵害の拡大.....	10
BSA のデジタル貿易アジェンダ	11
貿易ルールの現代化によるデジタル・コマースの実現	11
テクノロジー・イノベーションの振興	12
公平な競争環境の創造	13
BSA について	15
後注	16

はじめに

国際貿易は21世紀に入りデジタル化が進んでおり、携帯電話、クラウドコンピューティング、ビッグデータ、アナリティクスなど情報技術サービスの年間支出は2兆ドル以上となっています¹。このトレンドはITセクターのみならず世界経済全体にとって多大な意義があり、あらゆる種類および規模の企業が生産性向上、事業合理化、創造性や問題解決の促進のための新たな手法に資金を投じ、それによって雇用創出と成長が促進されています。

こうして絶え間なく拡大するIT革新が生み出す応用例やそれから波及する利益は、無限の広がりを見せています。例えば、無限に拡張可能な処理能力や想像もできないほど膨大なデータ保存能力が自由に利用可能となったことで、今や銀行は取引記録のパターンを分析して不正行為を発見できるようになりました。医師は過去のデータからもっとも効果的な病気の治療法を判断できるようになりました。そしてメーカーは、グローバルサプライチェーンにおける生産遅延の原因を発見できるようになりました。さらに、テクノロジーはかつてないほどに距離を縮める役割を果たし、国際市場でのシームレスな活動が可能となった企業はサプライヤーと連携し、世界中の顧客とビジネスを行っています。これはデジタル化がもたらした貿易の新たな一面です。

デジタル保護主義

貿易が急速な発展を遂げている一方、貿易ルールは旧態依然としています。そのため、BSAが2012年に資料にまとめたように、デジタル保護主義という新たな波が世界でもっとも成長が速い市場の多くに押し寄せています²。こうした現象にはあからさまな貿易障壁の設定だけでなく、国境を越えた商業データ移転に対する制限、国際競争を歪める国家主義的な技術認証および基準政策、政府調達における国産IT製品優遇、ならびに蔓延する知的財産侵害などがあります。これらおよびその他のこれまでにない形態でのITに的を絞った保護主義は、デジタル貿易を阻害し、イノベーションを抑制し、経済成長を鈍化させることで、世界中の企業や顧客に悪影響を及ぼすおそれがあります。

情報化時代においては、世界的競争を志向するあらゆる経済はその成長および開発戦略の中核に多面的なデジタル・アジェンダを策定しておく必要があります。これには教育など基幹分野への国内投資、科学、テクノロジー、エンジニアリングおよび数学に関する技能訓練、ブロードバンドの導入やその他の方法を通じたITインフラ開発のほか、デジタル貿易拡大のための将来を見据えた政策が含まれるべきです。本レポートは、貿易分野に焦点を当てています。

貿易ルールの現代化

貿易の世界では、このような変化の時期を潜り抜けてきた先例があります。1980年代、今後数十年の国際貿易で重要となるのは知的財産、サービス、外国直接投資であると認識した当時の政策立案者は、現在のような転換期にいました。先見の明と困難な交渉を駆使しながら彼らは多国間交渉「ウルグアイ・ラウンド」において貿易ルールの改正を行い、これら分野における保護貿易主義者の衝動的行為に対するチェック機能を果たす規律の適用が徹底されました。そして、政府がデジタル経済における確固たる成長アジェンダを追求するようになった今、再び交渉担当者たちは貿易ルールの現代化させる必要があります。

“**これまでにない形態でのITに的を絞った保護主義は、デジタル貿易を阻害し、イノベーションを抑制し、経済成長を鈍化させることで、世界中の企業や顧客に悪影響を及ぼすおそれがあります。**

この課題に関しては、少なくとも3つの側面があります：

- ➡ 第一に、現在実施されているデジタル・コマースの実態を反映させた貿易ルールの現代化が必要です。これには貿易協定への革新的なサービスの包含、データの自由な移転を可能にするためのボーダレス化、サーバーやその他コンピューティング・インフラの設置場所を制限する規制の防止が必要となります。

- ➡ 第二に、将来訪れるであろう好機を生かせるよう、技術革新の継続的发展を促す必要があります。そのためには、貿易アジェンダにより強力な知的財産保護を徹底させ、自発的かつ市場主導の技術標準の活用を奨励する必要があります。
- ➡ 第三に、場所を問わず顧客が世界最高の製品やサービスを楽しむことができるよう、あらゆる参加者に対して公平な競争環境を確保する必要があります。これに関しては、政府が手本となるべきです。調達慣行を完全透明化すると共に、製造および開発元の国籍ではなく、目下のニーズにもっとも合致し優れた価値を提供する製品やサービスか否かに基づいた意思決定を行うべきです。こうした成果を達成するためには、公的調達において海外ベンダーにも門戸を開放し、国有企業が他者より不当に有利になることがないように徹底すべきです。

そして現在、そうしたアジェンダに関する理想的なプラットフォームの提供を目指した意欲的な貿易交渉が各地で行われています。太平洋地域では、世界のGDPのおよそ40%かつ貿易全体の3分の1を占める国々が環太平洋パートナーシップ（TPP）として知られる包括的協定に関する議論を進めています。大西洋地域では、米国と欧州連合（EU）— 合算すると、世界の総生産の半分かつ貿易全体の3分の1に相当する — が環大西洋貿易投資パートナーシップ（TTIP）と呼ばれる広範囲に及ぶ協定の交渉を開始しています。第三の動きとしては、20以上の貿易国が交渉に参加している新サービス貿易協定（TISA）があり、世界のサービス貿易のおよそ3分の2に関連する障壁の撤廃を目指しています。そしてさらに、多様なIT新製品に対する関税の撤廃を目的として、70以上の国による情報技術協定（ITA）の改正に関する交渉が続いています。

デジタル経済の成長を促進させる貿易ルール設定の新境地を切り開く可能性を有するという意味で、これら交渉はいずれも重要な活動といえます。本レポートはまず、デジタル貿易によってもたらされる機会を説明します。そして次に主な障壁について明らかにし、世界が十分な恩恵を享受するためのデジタル貿易アジェンダを提案します。

デジタル貿易の急成長

サービス貿易に関する一般協定（GATS）が発効した 1995 年には、インターネット利用者は 1,600 万人でした。そして現在、その数は 27 億人以上となっています。インターネット利用 — 通信、情報共有、メディア消費、商取引 — が増え続けるにつれ、国際帯域幅需要は年率 49% という驚くべき数字で増加しています³。

インターネットの利用規模は、全世界で提供されているデジタル対応サービスの規模を示唆しています。これらには IT 関連サービスだけでなく、金融、保険、その他ビジネス向けサービス、ならびに多くの個人、文化、娯楽関連サービス、ロイヤリティおよびライセンス料も含まれます。米国際貿易委員会によれば、これらデジタル対応サービスの輸出額を合算すると、OECD 諸国のみで 2011 年には 1 兆 6,000 億ドルに達しています⁴。

デジタル貿易の促進という課題の考察にあたり、本レポートでは特に重要な 1 つの活動分野 — ソフトウェア、クラウドコンピューティング、データアナリティクスなどの IT 製品およびサービスの貿易 — に焦点を当てます。これらは生産高、雇用および貿易を生み出す源泉として、また、経済のその他の面を支援するツールとしての両方の意味でデジタル経済の力強い推進役です。

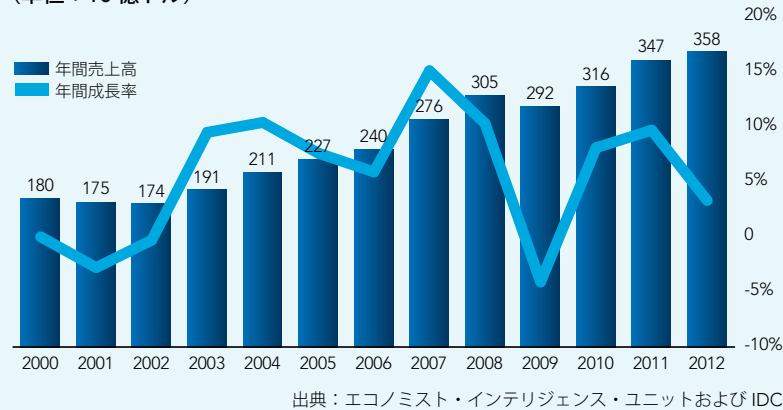
商業ソフトウェア業界は、こうした環境でイノベーションを生み出す中心的存在となっています。世界の経済成長エンジンとして定評のある同業界はわずか 10 年で規模がほぼ倍増しており、売上高は 2000 年の 1,800 億ドルから 2012 年にはおよそ 3,600 億ドルに増加しています（図表 1 参照）。これは年平均成長率 6% 以上に相当し、世界の GDP 平均成長率 2.5% を上回っています。

国連貿易開発会議によれば、2010 年には全世界で 1,000 万以上の人々がコンピュータソフトウェアおよび関連サービス職に就いており⁵、その数は急激に



インターネットの利用規模は、全世界で提供されているデジタル対応サービスの規模を示唆しています。

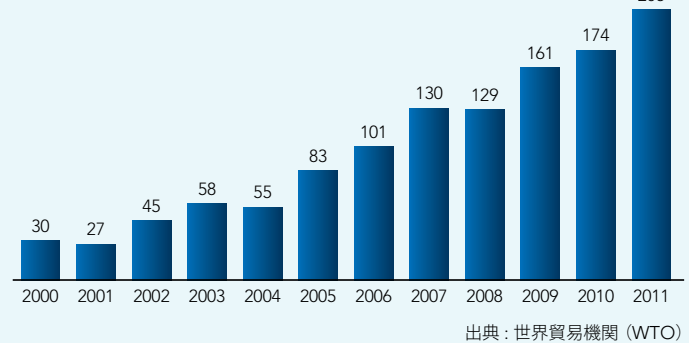
図表 1: ソフトウェア業界の全世界年間売上高 (2000 ~ 2012 年)
(単位: 10 億ドル)



増加しています。例えば米国では、ソフトウェア・パブリッシング業界はもっとも成長著しい雇用者の 1 つとなっています。米労働統計局 (BLS) の予測では、ソフトウェア・パブリッシング業界での雇用 (ソフトウェア関連サービスの雇用は除く) は 2020 年まで年率 3.1% で成長するとされています。そのため、ソフトウェア業界は同期間に米国で 2 番目の高成長業界 — その生産高は年率およそ 9% 成長と予測される — になると BLS が予想するのも意外ではありません。

ソフトウェアはその成長と共に、絶えず進化し続けています。PC、サーバー、モバイルデバイス用アプリケーションの分野で先駆者となった企業は今や、パッケージソフトウェア草創期と同様の爆発的成長を遂げている新たなテクノロジーやサービスの分野に進出しています。例えば調査会社の IDC は、IT を利用したパブリッククラウドコンピューティング

図表 2: コンピュータサービスの全世界輸出額 (2000 ~ 2011 年)
(単位: 10 億ドル)



サービスの全世界支出は 2012 年の 400 億ドルから 2016 年には 1,000 億ドルに急上昇 — 年平均成長率 26% 以上 — すると予想しています。さらに IDC は、「ビッグデータ」関連テクノロジーおよびサービスの世界市場は年平均成長率 32% で成長し、2016 年には売上高がおよそ 240 億ドルに達するとも予想しています。

これらのデジタル製品およびサービスは、国際貿易の様相を一変させています。世界貿易機関 (WTO) によれば、ソフトウェアを含むあらゆるコンピュータサービスの輸出は、2000 年の 300 億ドルから 2011 年には 2,000 億ドル以上とおよそ 7 倍に成長しています (図表 2 参照)。そして、ソフトウェア輸出は絶対量で急成長を遂げる一方、世界の GDP に占める割合でも 3 倍に増加しています。

これらの数字はいずれもそれ自体が目覚ましいものですが、ソフトウェアやクラウドコンピューティング、データサービスは現代の経済において不可欠な生産ツールとなっているため、それらが及ぼす影響は実際には IT セクターをはるかに超えて広がり、さまざまな形であらゆる経済活動の大部分に及んでいます。

“ソフトウェアやクラウドコンピューティング、データサービスは現代の経済において不可欠な生産ツールとなっているため、それらが及ぼす影響は IT セクターをはるかに越えて広がっています。”

デジタル貿易に対する障壁

耐久消費財や伝統的サービスに関する国際貿易が長らく保護貿易主義者による障壁の影響を受けているように、デジタル保護主義という新たな波は情報技術関連の製品やサービスに関する貿易の成長を阻害しています。これらの障壁にはさまざまな形態がありますが、いずれもデジタル経済を分断させ、そのポテンシャルを減少させる非効率や重複投資を生み出す結果を招きます。そのもっとも有害な事例の一部を以下に紹介します。

国境を越えたデータ移転の制限

いくつかの国が、国境を越えたデータ移転を著しく制限する、または現地市場でのサービス提供を条件として自国内へのデータサーバー設置を求める政策を採用済みまたは採用を検討中です。この種の制限は、サービスのデジタル流通がもたらす効率や経済的利益に関する莫大なスケールメリットを損なうものです。

例えば現実の世界では、ポートランドからマイアミへ手術用具一式を運ぶもっとも速い、またはもっとも経済的な方法はカルガリーまたはグアダハラハの物流センター経由と考えられます。米国外を経由してはならないとする要件は、不必要な遅延の原因となるでしょう。デジタル貿易の時代には、そうした力学はより一層明白です。ネットワークの決定的特徴は、データをできるだけ効率良く送ることにあります。国境を越えたデータ移転の制限は、そうした基本設計を脅かすものです。

クラウドコンピューティングは、デジタル貿易が企業や消費者にとって国境を越えた生産性ツールとなっていることを示す好例です。クラウドコンピューティングは建物内または所定の区域に設置可能ですが、多くの場合に複数の場所あるいは複数の国にまたがってデータの保存および処理を行います。実際、クラウドコンピューティングの主なメリットの多く — 信頼性、回復力、規模の経済、24 時間サービスサポートなど — は、データが複数市場で保存されることを必要とします。クラウドサービスプロバイダーに対して事業をする市場ごとのサーバー設置を義務付けることは、クラウドにより低コストで極めてスケーラブルな計算能力を獲得しようとするエンドユーザーにコストを転嫁することとなります。クラウドサービスプロバイダーに特定国内でのデータ保存を強いることは、複数拠点でのデータ・バックアップによるセキュリティ強化を妨げるおそれもあります。

より一般的には、国境を越えたデータ移転は大企業と中小企業両方の中核事業にとって不可欠なものとなっています。企業は効果的な事業運営を行うために、製品デザインやマーケティングプラン、顧客記録、在庫データ、その他のオフィス間およびビジネスパートナーとの間の重要情報を共有する必要があります。しかし多くの国では、こうしたビジネスモデルを脅かす政策が導入されています。

**クラウドサービスプロバイダーに対して
事業をする市場ごとのサーバー設置を義務付けることは、エンドユーザーにコストを転嫁することとなります。**

例えば、多くの国 — アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、チリ、中国、コロンビア、コスタリカ、ギリシャ、香港、インド、インドネシア、韓国、メキシコ、ペルー、ロシア、スイス、ベトナム — において、企業による国外への個人情報の移動を禁止もしくは著しく制限するルールが採用または提案されています。インドネシア政府は、プロバイダーに中央当局へのサービス登録を求め、一部の者には国内へのデータセンター設置を強要する E コマースに関する新たな規制を定めています。そしてベトナムでは、情報通信省がインターネット経由で特定のサービスを提供するプロバイダーに対して、国内に最低1つのサーバー設置を求める命令を出しています。

それらの政策は往々にして、消費者のプライバシー改善という名目で提案されています。ここでの主な課題は、しかるべき懸念に対処しながらも、データ対応サービスに関する越境貿易を妨げる不当または行き過ぎた政策の国家による利用を防ぐことにあります。適切な対応がなされれば、プライバシー法やその結果生じる政府および企業の慣習は、自分たちのデータが適切に保護されることを期待する消費者に対する信頼基盤の提供を通じて、デジタル貿易を促進させる可能性があります。その対極にあるのが、国内でのデータ保存を厳命し、越境データ貿易の柔軟性を全く許容しないプライバシー法です。

政府によるデータアクセスに関する議論が進むなか、プライバシー法を見直す動きも生まれています。これは、米国家安全保障局（NSA）による監視活動の発覚を受けて表面化してきた問題です。しかし、これは米国だけの問題と断言すべきではありません。監視プログラムはどの国にもあるのです。そうした活動は民間のプライバシー政策ではなく、国際社会による対応が必要となるでしょう。その代り、各国政府が協働して、この分野に関するベストプラクティスを策定する必要があります。スパイ活動防止法に関する議論を、現代の貿易を脅かすものとするべきではありません。

政策立案者は他国と連携したプライバシー管理体制を採用することで、市民や企業がデジタルサービスを利用する環境を整備することができます。例えば、現行の米国 — EU セーフハーバー・フレームワークにより、大西洋の両岸で活動する数千社の企業はプライバシー保護を図りつつ、事業展開や消費者へのサービス提供が可能となっています。EU は現在、データプライバシールールおよびセーフハーバーの見直しに着手しています。政策立案者にとっては、プライバシー強化と大西洋兩岸を結ぶ旺盛な貿易の維持を目的としたこの分野の改革に対し、公平かつバランスの取れたアプローチを採ることが重要となるでしょう。

調達差別

政府は IT 製品およびサービスに関する最大の消費者の1つです。しかし、海外企業が公共セクターのサプライヤーとなることに著しい制限を課している政府が多数存在します。このように政府が調達活動から海外サプライヤーを排除すると、その損害は双方向 — サプライヤーに対する潜在的売上の喪失と、政府の購買担当部門が自らのニーズにもっとも合致する製品およびサービスを選ぶ自由の喪失 — で発生します。

例えばブラジルは、国内で開発され特定の現地調達要件を満たすと認定されたソフトウェアの調達に関して最大 25% の価格優遇を提供するプログラムを実施しています。これと同様に、インドにおけるエレクトロニクス製品の政府調達に関する国産製品優遇

(PMA) 政策は、外国製品にとって市場アクセスの障壁となる現地調達要件を設定しています。そして中国は先日、ソフトウェア調達に関して価格統制とライセンス条件を課す新たなルールを発表し、外国企業の製品よりも国産製品を優遇する姿勢を明確にしました。

政府調達における差別はかなり厄介なものの、そうした政策を国有企業または政府の影響下にあるその他の会社による調達にまで拡大しようとしている国もあります。例えば、インドの PMA 政策はそもそも政府機関自身だけでなく、電気通信や金融サービス企業など政府が許認可を与えた特定企業も対象としていました。幸い、当該政策のこの部分は廃止されています。

過剰なセキュリティ規制

デジタル時代には、各国政府はサイバーセキュリティ戦略を策定せねばならないことは言うまでもありません。しかし、政府による「セキュリティ」という口実での事実上の貿易障壁設定がますます一般化してきています。これらは、海外サプライヤーからのソフトウェアおよびその他 IT 製品の調達に関する制限のほか、不合理な検査や認証要件を課すことを含みます。こうした措置は海外製 IT 製品の販売に対する障壁を作るだけでなく、現実問題として、自国の消費者や企業に各自のセキュリティ・ニーズに応じた最適なソリューションを提供し得る製品およびサービスの利用を妨げることになります。

中国の情報セキュリティ等級保護管理弁法 (MLPS) はその一例で、中国政府が機密上重要とみなした多岐にわたる情報システムにおいて、中国製の情報セキュリティおよびその他 IT 製品のみを使用を義務付けています。しかし、この政策は「機密上重要」とされる対象を非常に広範に設定しており、金融、輸送、電気通信、ヘルスケア、教育、その他直接的にはセキュリティと関連しない多くの分野の巨大国有企業および政府機関の大半が対象となっています。中国は最近の米国との貿易交渉においてこの政策の再考を明言していますが、現在も引き続き実施されています。

インドでは先日、政府が輸入エレクトロニクス製品の安全性やセキュリティ検査、認可に関する新たな要件を発表しました。この要件では、それら製品が国際的に認可された試験所で試験および認証済みであっても、インド国内の指定された試験所で試験を行わねばならないとしています。これは特に海外の IT 企業にとって、煩雑かつ不当な要件となります。世界の IT 業界グループから多大な懸念が寄せられたため政府はこれら要件の導入を一時的に延期していますが、2014 年には導入される可能性があります。

自国独自の技術標準策定

技術標準は、情報技術に関する国際貿易促進において重要な役割を果たします。標準が自発的かつ業界主導のプロセスを通じて設定され市場で受け入れられる場合、それらは効率を高め、新たな製品およびサービスの開発や販売のスピードアップにつながります。しかし、政府が自国独自の標準を策定、または自国企業が有利かつ海外の競合他社から保護されるよう基準設定プロセスを運用している事例がいくつかみられます。



政府は自国独自の標準を策定、または自国企業が有利かつ海外の競合他社から保護されるよう基準設定プロセスを運用しています。

例えば、中国の規制当局は国内の標準化機関 (SDO) に対して、広く採用されている国際標準ではなく中国企業が提案した標準を採用、またはそれら中国企業が保有する特許技術を導入するよう強く迫っています。中国は独自のインターネットプロトコル、3G 電気通信サービス、無線 LAN、デジタル AV、無線 ID タグテクノロジーおよび暗号化などを採用、または開発を続けています。そして中国の SDO については、標準策定プロセスで多数の海外組織が参加を制限されることが多く、非中国系組織による標準策定への貢献または特許保護を困難なものにするおそれがあります。

世界に広がる ビジネスチャンス

情報通信技術（ICT）の普及度合いは、デジタル経済の成長性を示す重要な指標であり、世界全体の年間支出額は今やおよそ3.7兆ドルに達しています。こうしたデジタル化の恩恵を存分に享受するためには、電子商取引の実現、技術革新の促進、公平な競争環境の構築などによって旧態依然の貿易ルールを現代化する包括的アジェンダが必要です。

BSA のデジタル貿易アジェンダ

1 貿易ルール現代化による デジタル・コマース実現

- 制約の少ない越境データ移転の確保
- 現在および将来の革新的サービスへの対応

2 技術革新の促進

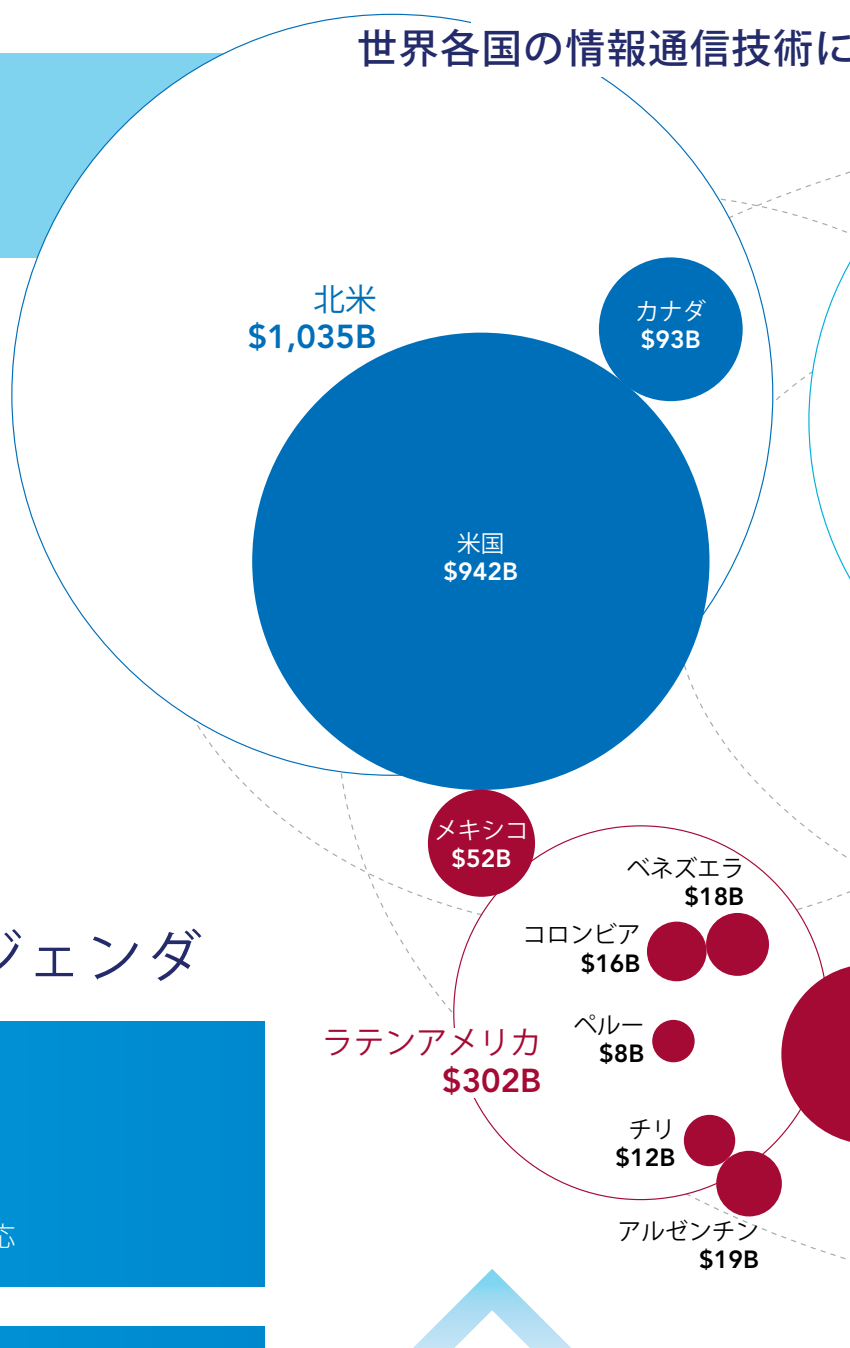
- 強力な知的財産保護の提供
- 市場主導かつ世界的に採用されている技術標準の促進
および煩雑な技術規制の最小化

3 公平な競争環境の創造

- 政府調達オープン化
- 国有企業の公平な環境下での競争推進
- 情報技術協定の拡大

詳細は P11

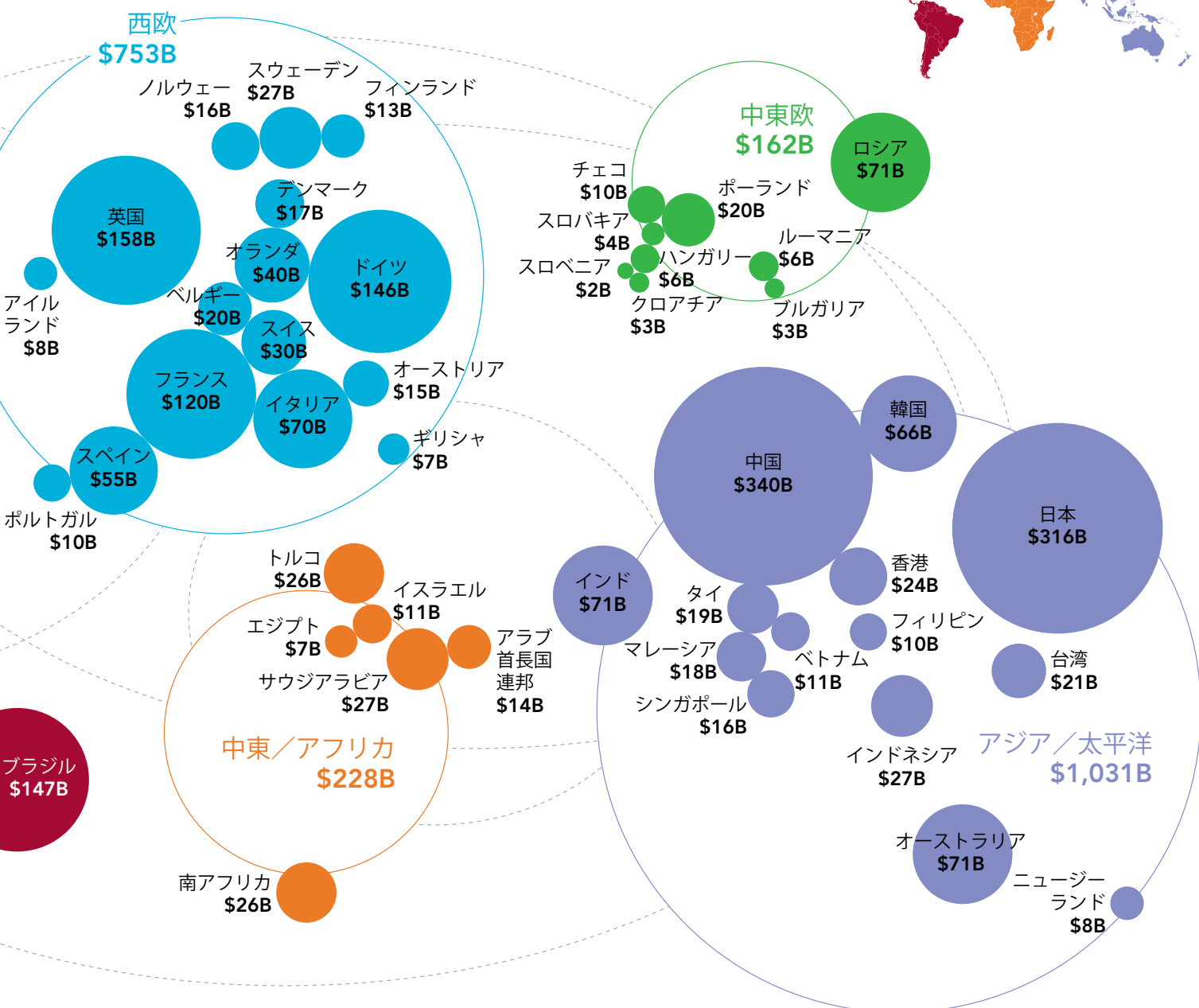
世界各国の情報通信技術に



ICT: 成長エンジン

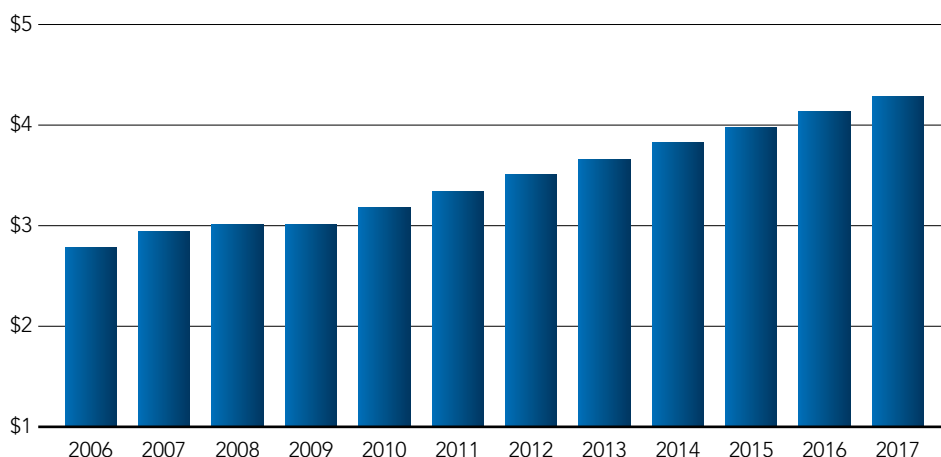
上記の地図は、2012年の世界のICT支出額の分布を示しています。右ページのグラフが示すように、その年平均成長率は3.4%に達しています。これらの投資からのリターンを最大化できるでしょうか？その答えは、国際貿易のルールがデータ主導型商取引を促進させるものとなっているか否かにかかっています。

に関する支出額（2012 年）



データ出典：IDC Worldwide Black Book

世界の ICT 支出予測 2006 ～ 2017 年（単位：兆ドル）



IT 製品に対する根強い関税

WTO 主導で 1996 年に発足した多国間情報技術協定 (ITA) は、多様な情報通信テクノロジー製品に対する関税を撤廃しました。これにより、ICT 製品に関する国際貿易は 1996 年の 1.2 兆ドルから 2008 年には 4 兆ドルに増加しました⁶。

しかし ITA 発効以降、テクノロジー企業は新たな種類の半導体、IT 対応医療機器、モニター、スピーカーおよび DVD プレーヤー、などのコンピュータ用アクセサリ、ならびにゲーム機など、同協定が十分にカバーしていない多くの製品を世に送り出しています。ITA を改正し、こうした進化に対応することで、世界の ICT 貿易で 8,000 億ドル以上に相当する関税の撤廃につながる可能性があります⁷。

さらに、ITA には 70 カ国以上が加盟している一方、ブラジルやチリなど巨大市場国のいくつかはまだ加盟していません。そのため、IT 製品に関する重要市場の多くでデジタル経済の成長を妨げる関税が今も残っています。

知的財産侵害の拡大

デジタル貿易の障害となる明白な市場障壁以外にも、いまだ根絶されない問題として知的財産侵害があります。ソフトウェアについては、特に世界でもっとも成長が速い IT 市場において、手に負えない問題となっています。例えば、「BRIC」市場 — ブラジル、ロシア、インド、中国 — における不正 PC ソフトウェア利用率の合計は 2011 年には 70% という信じがたい数字を記録し、それら不正ソフトウェアの商品価値はおよそ 180 億ドルに達しています⁸。

ソフトウェア知的財産の保護および権利行使で効果が上がっていないことは、国際企業が重要市場で製品を販売し競争するうえで重大な障壁となっています。そしてエンドユーザーにとっては、不正ソフトウェアを利用している者はウィルスやその他マルウェアの感染を防ぐクリティカルパッチやアップグレードへの常時アクセスができないため、大きなセキュリティリスクとなっています。さらに、不正ソ

フトウェア利用の拡大は経済成長の妨げとなっています。BSA の委託で世界有数の経営大学院 INSEAD が実施した最近の調査によれば、不正ソフトウェアに対する正規ソフトウェアの利用が 1% 増えるごとに世界の GDP は 530 億ドル増加する可能性があるとしています⁹。

ライセンス侵害に加え、ビジネスプロセスに関する機密情報や、企業およびその製品に競争優位をもたらすデザインやその他重要データなどの貴重な企業秘密の窃盗に苦しむソフトウェアおよびその他 IT 企業が増加しています。しかし、この問題への対抗策として利用可能な法的保護や救済措置が不十分な市場もあります。例えば、EU 加盟国の大半を含む多くの国では、企業秘密は知的財産の一形態としてみなされていません。その代り、それらの国々では企業秘密を契約法（両当事者間に契約が存在する場合のみ適用）、または抽象的な文言で記載された不法行為および不正競争防止法（民事上の救済方法がケースバイケースで大きく変わる場合がある）で保護しています。さらに、オーストラリア、カナダ、英国、アイルランドなど一部の主要市場では、古くから企業秘密窃盗を刑事罰の対象としていません。メキシコなどその他市場では刑罰が規定されている場合がありますが、それらは限定的または強制力は非常に弱いものとなっています。

BSA の デジタル貿易アジェンダ

デジタル経済の成長促進には、国家レベルでの教育、技能訓練、ブロードバンドインフラなどファンダメンタルズへの投資が必要となります。さらに政府には、携帯電話、クラウドコンピューティング、ビッグデータ、アナリティクスなど情報技術サービスの変革的な影響を認識したうえでの貿易現代化へのコミットメントが求められます。

環太平洋パートナーシップや環大西洋貿易投資パートナーシップ、新サービス貿易協定、情報技術協定に関して行われている交渉は、いずれも貿易現代化を前進させる重要な機会となっています。そうした状況を踏まえ、BSAは以下の提言 ― 世界のITセクターを支え、あらゆる規模の企業にイノベーションと成長のツールを提供し、消費者による生活の質を向上させる製品およびサービスの容易な利用を実現する貿易自由化プログラム ― を行います。

1 貿易ルールの現代化による デジタル・コマースの実現

貿易協定は、国境を越えたデータの自由な移転を少ない制限で保証するものであるべきです。

国境を越えたデータ移転は、クラウドコンピューティングやデータアナリティクスなどのデジタル製品およびサービスを提供または利用する企業にとっ

て不可欠な能力です。しかし現行の貿易ルールには、国家による国境を越えたデータ移転の制限を抑制するための保護措置がほとんどありません。そのため、貿易ルールには明確かつ法的強制力を有する以下の義務を含めることが不可欠となります。(1) 貿易相手国に対する国境を越えたデータ移転、アクセス、処理および保存の許可、ならびに(2) 国が、自国市場へのアクセスの前提条件として、自国内のサーバーまたはその他ITインフラの利用を要請することの禁止。

政府にはデータ移転に影響を及ぼすプライバシー、公共安全、消費者保護などの合法的な政策目標があり、データ移転に影響を及ぼす措置の実行が必要との判断には時間を要する場合があります。そうした場合、政府は貿易に対する制限がもっとも少ない措置を選択するべきです。そのためには、貿易相手国を不当に差別し、不必要に制限的で、貿易に対する偽装障壁として機能する政策に対抗するための具体的な基準を貿易協定に含めることが不可欠となります¹⁰。

最後に、デジタル・コマー스는関税の対象外とするべきです。1998 年以降、WTO 加盟国は電子送信に対する関税の賦課を期間限定で猶予しています。この猶予は WTO 閣僚宣言を通じて定期的に延長されています。短期的延長に付随する不透明性を回避、かつ関税がデジタル貿易の障壁とならないよう徹底させるためには、WTO 加盟国はこの猶予を永続化させるべきです。

“ 現行の国際貿易ルールには、国家による国境を越えたデータ移転の制限を抑制するための保護措置がほとんどありません。

貿易協定は、現在および将来の革新的サービスを含めたものであるべきです。

新たなテクノロジーを利用したサービスが開発および展開されるスピードは加速しています。貿易ルールは、そうしたイノベーションに後れを取らないよう柔軟かつ先を見越したものでなければなりません。貿易協定におけるサービス・コミットメントは、現在と将来両方の技術進歩に対応した幅広いものとするのが不可欠となります。この目標を達成するためには、貿易協定におけるサービス・コミットメントは、当事者によって特に除外されていない限り、特定のサービス範囲を含む「ネガティブリスト」基準での交渉となるべきです。これにより、貿易交渉は頻繁な再交渉を行う必要なく、新たなテクノロジーを利用したサービスに対応することができます。

サービスに関して「ポジティブリスト」を活用する貿易協定は、将来新たに生まれるあらゆる IT サービスが広範な GATS 分類の「コンピュータ関連サービス」（すでに含まれている代表的なものとしては、コンサルティング・サービス、ソフトウェア関連サービス、データ処理サービス、データベース・サービス、ウェブおよびアプリケーションホスティング・サービス、IT セキュリティ・サービスがあります）に含まれることを明確化すべきです。その実現に向けて、2007 年には米国、EU、日本、その他の国々の一部は、

カテゴリに何を含めるかの決定に包括的アプローチで臨むことを求めたコンピュータ関連サービスに関する合意に署名しました。さらに、IT サービスは電気通信や金融サービスのセクションなど貿易協定の他の部分にも含まれています。これら分野の市場開放に関する貿易コミットメントは、IT サービスを含む幅広いものであることが重要となります。

さらに、貿易協定はデジタル製品およびサービスに関する非差別的待遇を保証する条項を含むべきです。サービス提供の方法が、市場アクセスの許可に影響を与えることのないようにすべきです。例えば、ソフトウェアおよびソフトウェア・アップデートのダウンロードは以前から一般的に行われていました。クラウドコンピューティングは、インターネット経由でユーザーにソフトウェア機能を提供しつつ、そのソフトウェアとデータを遠隔のサーバーに保存しています。貿易の観点からは、消費者によるソフトウェアへのアクセスがパッケージソフトの購入であろうと、インターネットからのコピーのダウンロードであろうと、リモート・サーバーに保存されたソフトウェアのコピーへのアクセスであろうと同一の扱いとなるようにすべきです。

2 テクノロジー・イノベーションの振興

貿易協定は、強力な知的財産保護を提供するものであるべきです。

知的財産の窃盗は、革新的な製品およびサービスに関する国際貿易を脅かします。しかし、高い割合で行われているソフトウェアライセンス侵害は多くの市場で日常化しており、企業秘密の窃盗はますます大きな問題となっています。

したがって、貿易協定は知的財産の保護および権利行使に関するベストプラクティスを採用する必要があります。これにはパッケージおよびオンライン両方の著作権侵害に関する強力な民事上および刑事上の権利行使のメカニズムならびに特許保護のための効果的な措置の提供が含まれます。さらに貿易協定には、政府が自ら手本となって侵害を行っている製

品およびサービスの利用を避けるよう徹底させるメカニズムも含まれるべきです。例えば米国の貿易協定では、政府機関は正規ソフトウェアのみを使用するように当事者に求めるコミットメントが以前から含まれています。新たな協定には、それら既存のコミットメントを踏まえた同様の条項が含まれるべきです。最後に、貿易協定は現実およびデジタル両方の手段を通じて行われる企業秘密窃盗に対する十分な民事上および刑事上の救済方法を提供すべきです。

貿易協定は、市場原理に基づき世界的に採用されている技術標準を推進し、煩雑な技術的規制を最小化すべきです。

業界が関与し市場に受け容れられた自発的かつ市場主導のプロセスを通じて設定され、国際的に認知および採用されている標準は、効率を高めると共に新たな製品およびサービスの開発や販売のスピードアップにつながり、消費者はより迅速かつ低コストでそれらを入手可能となります。これに対して、政府の命令で設定された国家独自の標準はイノベーションを「凍結」させ、消費者や企業に自らのニーズと完全には合致しないおそれがある製品の使用を強いる傾向があります。貿易協定には、標準プロセスにおいて透明性と有意義な業界の関与を求める明確な規律を含めるべきです。さらに、海外の競合他社排除または国内の業界セクター保護を目的とした取引相手国による標準操作も防止すべきです。

技術規制、特定の技術的義務付けはイノベーションを著しく妨げると共に、貿易や投資、経済効率に対する不必要な障壁を生み出すおそれがあります。それら規制は製品およびサービスの両方やそれらの開発および製造方法に影響を与え得るため、競争からの保護を求める既得権益の影響力を増大させるおそれもあります。さらには、時代遅れまたは稚拙な設計の技術規制は実施するには非効率であるおそれがあります。貿易協定は、IT 製品およびサービスに関する技術規制が技術的に中立かつ最低限の変更しかないよう徹底させると共に、制限がより少ない他のアプローチが採用されなかった理由の説明を政府に求めるものとすべきです。

3 公平な競争環境の創造

貿易協定は、政府調達をオープン化すべきです。

世界各国の政府は、IT 製品およびサービスの最大の購入者の 1 つです。政府が海外サプライヤーを排除することは、それらサプライヤーに対する潜在的売上を失うだけでなく、多くの場合、政府の購買担当部門が自らのニーズにもっとも合致する製品およびサービスを選ぶ自由を失うことにもなります。そのため、貿易協定は当事者に調達市場開放に関する重要な義務を課す WTO 政府調達協定に基づいたものとなるべきです。

政府の調達方針に関してテクノロジー企業が特に懸念しているのは、製品およびサービスの基礎となっているテクノロジー、または自国が所有または開発した中核的な知的財産の有無に基づいて購入オプションが制限されることです。これに対処するためには、貿易協定は既存の調達貿易ルールに基づいて、以下の措置を明確に禁じるべきです。(1) 特定のテクノロジーまたはライセンスモデルの利用に関する政府調達アクセス条件の設定（例：知的財産となるソフトウェアではなく、ロイヤリティーフリーのオープンソース・ソフトウェアの利用の義務付け）、(2) 自国で開発もしくは登録された知的財産を含む製品およびサービスに関する政府調達アクセス条件の設定。

さらに、デジタル製品およびサービスが国際貿易における重要性を増すにつれ、調達ルールはそれらに歩調を合わせ、明確に対応させてゆくことが不可欠となります。そして上述のように、政府にとっては、自らの業務において正規ソフトウェアおよびその他の権利侵害のない IT 製品およびサービスのみの使用を徹底させる政策を導入および実施することで自ら手本を示す機会となります。



貿易ルールは、イノベーションに後れを取らないように柔軟かつ先を見越したものでなければなりません。

貿易協定は、国有企業を公平な環境下で競争させるものであるべきです。

多くの国では、国有企業（SOE）はIT製品およびサービスのプロバイダー兼消費者として、IT市場でかなり大きな役割を果たしています。そして、SOEが優先的な融資、より少ない規制負担、政府ベンダーとしての優越的地位など政府からの優遇措置を享受している場合、海外企業にとって重大な問題となります。さらに、国が政府調達に関するSOEへの命令や要件を拡大し、SOEの購入に関する意思決定を制限している場合があります。この両方のシナリオは、海外のソフトウェアおよびその他IT製品サプライヤーの市場参入を著しく損なうおそれがあります。

この問題への対策として、貿易協定ではSOEに民間セクターの競合企業と同様の条件で競争させるルールを設定すべきです。これには、SOEに対する透明かつ自国の商業団体に対する貿易コミットメントに準じた活動の徹底が含まれます。

交渉担当者は、情報技術協定の拡大に取り組むべきです。

ITAは多くの先進および新興市場においてIT製品に対する関税を削減し、世界経済に多大なメリットをもたらしてきましたが、15年以上改正されていません。新たなテクノロジーの急成長に伴い、ITAは新たに登場した多様なハードウェア、ソフトウェア、その他IT製品への対応と、ブラジルやチリなど現在は協定に加盟していない主要市場のカバーの両方を目的として、直ちに改正を行う必要があります。

協定拡大に関する交渉は2012年に開始され、現在も継続しています。最終成果を実りあるものとするには、今日のIT市場でみられる多様な製品をカバーした意欲的な協定とすることが重要となります。

BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンスについて

BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス (<http://bsa.or.jp/>) は、グローバル市場において世界のソフトウェア産業を牽引する業界団体です。BSA の加盟企業は世界中で最もイノベーティブな企業を中心に構成されており、経済の活性化とより良い現代社会を築くためのソフトウェア・ソリューションを創造しています。ワシントン DC に本部を構え、世界 60 カ国以上で活動する BSA は、正規ソフトウェアの使用を促進するコンプライアンスプログラムの開発、技術革新の発展とデジタル経済の成長を推進する公共政策の支援に取り組んでいます。

後注

- ¹ IDC, "IDC Predicts 2014 Will Be a Year of Escalation, Consolidation, and Innovation as the Transition to IT's '3rd Platform' Accelerates," プレスリリース (2013 年 12 月 3 日) <http://www.idc.com/getdoc.jsp?containerId=prUS24472713>
- ² BSA, "Lockout: How a New Wave of Trade Protectionism Is Spreading through the World's Fastest-Growing IT Markets — and What to Do about It," June 2012, <http://www.bsa.org/tradelockout>
- ³ テレジオグラフィック, "Global Bandwidth Research Service, 'Executive Summary' 2013, <http://www.telegraph.com>
- ⁴ 米国際貿易委員会, "Digital Trade in the U.S. and Global Economies," Figure 4.16, Investigation No. 32-531, USITC Publication 4415, July 2013, Figure 4.16
- ⁵ 国連貿易開発会議, "Information Economy Report 2012: The Software Industry and Developing Countries," November 2012, http://unctad.org/en/PublicationsLibrary/ier2012_en.pdf
- ⁶ 情報技術・イノベーション財団 (ITIF), "Boosting Exports, Jobs, and Economic Growth by Expanding the ITA," March 2012, <http://www.itif.org/publications/boosting-exports-jobs-and-economic-growthexpanding-ita>
- ⁷ 同上
- ⁸ BSA, "Shadow Market: 2011 BSA Global Software Piracy Study," May 2012, <http://www.bsa.org/globalstudy>
- ⁹ BSA および INSEAD, "Competitive Advantage: The Economic Impact of Properly Licensed Software," May 2013, <http://www.bsa.org/softwarevalue>
- ¹⁰ サービスの貿易に関する一般協定第 14 条の一般的例外は、過剰な規制を疑う基準を提供する貿易条項の一例です。



www.bsa.org

BSA Worldwide Headquarters

20 F Street, NW
Suite 800
Washington, DC 20001
T: +1.202.872.5500
F: +1.202.872.5501

BSA Asia-Pacific

300 Beach Road
#25-08 The Concourse
Singapore 199555
T: +65.6292.2072
F: +65.6292.6369

BSA Europe, Middle East & Africa

2 Queen Anne's Gate Buildings
Dartmouth Street
London, SW1H 9BP
United Kingdom
T: +44.207.340.6080
F: +44.207.340.6090

Argentina Australia Belgium Brazil Canada Chile China Colombia Czech Republic Denmark France
Germany Greece India Indonesia Israel Italy Japan Malaysia Mexico Netherlands Panama Peru
Poland Russia South Africa South Korea Spain Taiwan Thailand Turkey Vietnam